

札幌丘珠空港ターミナル施設基本計画検討業務
企画提案仕様書

札幌丘珠空港ビル株式会社

1 名称

札幌丘珠空港ターミナル施設基本計画検討業務

2 業務目的

丘珠空港は、札幌市の中心部から北東に直線距離で約6kmと近距離に位置し、札幌と道内各地を結ぶ航空ネットワークの拠点として重要な役割を担うとともに、近年は道外路線の就航路線も増加しており、観光やビジネスなど幅広く利用されている。

現在の丘珠空港ターミナル施設は、平成4年(1992年)に供用開始されており、空港利用者数は、(株)北海道エアシステムの拠点化や、(株)フジドリームエアラインズ、トキエア(株)の就航などにより増加を続けており、令和5年度の年間空港利用者数は、当初の受入可能容量を上回っている状況にある。

また、札幌市では、令和4年11月に策定した「丘珠空港の将来像」において、1年を通して道内外との路線を展開することにより、多様な交流を支える広域交通拠点となる空港を目指し、「滑走路の延伸」のほか、「ターミナル機能の強化」や「空港ターミナルビル内における商業施設等の拡充」などに取り組んでいくとしている。

本業務は、「丘珠空港の将来像」を踏まえ、将来的な需要や丘珠空港の担う様々な役割に対応するための丘珠空港ターミナル施設整備における方向性や施設規模、必要な機能などを整理し、空港ターミナル施設拡充に関する基本計画策定に向けた検討を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月24日(月)まで

4 業務履行の前提

本業務は、「丘珠空港の将来像」(特に下表に記載の事項)及び空港を取り巻く社会環境等を十分に踏まえて計画、履行すること。

また、随時発注者から提供する丘珠空港を取り巻く状況の変化に応じて検討を行うものとする。

加えて、必要に応じて、札幌市、航空会社、空港ターミナル施設に入居している事業者、各テナントとのヒアリング・協議を実施し、それら協議結果を基本計画(案)に反映させ具体化する。

表 業務履行に当たり特に踏まえるべき事項(丘珠空港の将来像より)

- ・将来的な滑走路延伸長は300m程度(他、空港整備イメージは「丘珠空港の将来像」解説書P3参照)
- ・延伸後の就航路線は、道内6路線程度、道外10路線程度
- ・1日あたりの便数は70便程度
- ・延伸後の旅客数は年間100万人程度
- ・その他、業務着手後に札幌丘珠空港ビル株式会社から提供する情報

5 業務内容

丘珠空港の拡張、整備に係る基本事項の整理を行い、基本計画(案)として取りまとめる。

5-1 基本計画（案）策定に向けた基本事項の整理

（1）計画準備

ア 資料収集と参考事例の整理

丘珠空港の将来の需要予測旅客数 100 万人と同規模の国内空港や近年、改修・整備を行った国内空港など、本基本計画の策定にあたり参考となる他空港（5カ所程度）の情報を収集する。また、収集した情報をもとに参考事例について整理を行う。なお、資料収集先の空港については、発注者と協議の上、選定する。

イ 書面調査及び現地踏査

丘珠空港ターミナル施設の拡張を想定するにあたり、想定拡張敷地内における支障物や地下埋設物等を図面等による書面調査や現地踏査により確認し整理する。なお、書面調査の詳細については発注者との協議により定めることとする。

（2）現況施設の課題整理

ア 空港ターミナル施設の基本機能における課題整理

丘珠空港の現ターミナル施設の受入可能容量以上に需要が伸びている現状を踏まえ、空港ターミナル施設における乗降機能など、空港ターミナル施設の基本機能における課題整理を行う。

イ 既存設備に対する保全的課題の整理

札幌丘珠空港ビル株式会社が管理している配管や空調設備など、各種設備について使用年数、耐用年数、保全状況等について整理する。

ウ 構造的課題の整理

令和5年度に札幌丘珠空港ビル（株）で発注した「ターミナルビル長期荷重補強等検討業務」を踏まえ、既存ターミナル施設の構造的課題について整理する。なお、当該報告書は発注者より貸与する。

エ 法的課題の整理

丘珠空港ターミナル施設の拡張を想定するにあたり、法的課題について整理する。

（3）計画条件の整理

ア 将来便数・乗降客数の設定

先に「丘珠空港の将来像」で示した将来の便数・乗降客数をベースに、今後の空港利用者数や平常時及びピーク時の1時間単位の便数及び乗降客数を設定する。

イ 乗降施設の検討

上記アで設定した便数、乗降客数を踏まえ、必要なスポット数、エプロン面積を整理し、配置案を作成する。また、飛行機に乗降するための PBB 等についても検討する。

ウ 乗降客のスムーズな乗降に向けた設備の検討

インライン検査や自動チェックイン、スマートレーン、バゲージクレームなど、スムーズな乗降に向けた設備の導入について検討、整理する。

エ 利便性向上施設の検討

札幌市において令和5年度より設立している丘珠空港周辺地域連絡協議会等において把握している地域ニーズや協議結果、他空港の対応事例等を踏まえ、飲食店や売店、ラウンジ、子連れで遊べるスペースなど利便性向上施設の在り方について検討する。

オ 脱炭素化に向けた検討

2050年のカーボンニュートラル実現に向け、丘珠空港において取り入れるべき脱炭素化の取組について、丘珠空港脱炭素化推進計画及び他空港の先進事例や札幌市で検討しているGXの取組等を参考に検討する。

カ ビジネスジェット導入に向けた検討

札幌市の重要施策であるGXの推進や次世代半導体を製造するラピダスの進出等を背景に、ビジネスジェット需要の高まりが見込まれる中、ビジネスジェット発着の拡充に向けた必要機能について検討する。

キ A2-BCP（空港業務継続計画）を踏まえた必要機能の検討

災害時における空港の機能保持や早期復旧を図れるよう、電力供給、上下水道等について必要な機能を検討する。また、災害時の避難スペースや備蓄物資の保管スペース等についても整理する。

ク その他、丘珠空港の将来像に掲げる必要な取組に向けた機能の検討

医療・防災機能や物流機能の強化など必要な機能の強化に向けた設備、施設について検討する。

(4) 整備計画案の検討・作成

ア 計画施設規模の算出

上記(3)の検討結果を踏まえ、丘珠空港ターミナル施設の計画施設規模を算定する。また計画施設規模の算定においては、カウンター数、チケットロビー、出発・到着ロビー、バゲージクレーム、航空会社事務室をはじめとした関係機関事務室なども含め、各用途別に計画施設規模を検討、整理する。

イ 丘珠空港ターミナル施設拡張計画の検討及び各機能の配置検討

前記アで整理した計画施設規模を踏まえ、1. 既存ターミナル施設を活用した増築施設案、及び、2. 新規施設案の2案について検討・作成する。また、それぞれの案について各種機能のレイアウトについて検討・整理する。なお、計画施設規模と想定敷地面積を鑑み、施設の高度化についても併せて検討・整理する。

ウ 設備保全計画案の検討

上記(2)イで検討した保全的課題の整理を踏まえ、設備の保全計画案について整理する。

エ 既存ターミナル施設の活用案における構造検討

既存ターミナル施設を活用する案においては、既存施設と増築施設との接続や既存施設の改修についても整理する。

(5) 丘珠空港ターミナル施設整備工程の検討

上記(4)での検討を踏まえ、上記(4)イに示す2案(増築、既存施設改修及び新築)のそれぞれの場合の整備工程について整理する。

(6) 概算工事費の算出

上記(4)で検討した2案について、基本設計、実施設計も含め、全体事業費について整理する。

5-2 基本計画(案)の作成

上記で検討・整理した事項をとりまとめ、基本計画(案)を作成する。また、基本計画(案)の概要版も作成する。

6 成果品

- ・基本計画(案)・・・2部
- ・基本計画(案)概要版・・・10部
- ・基本計画(案)(概要版も含む)データ(PDF及びWord等)DVD-R(2部)
- ・収集した各種データ、その他委託者が必要とするものDVD-R(2部)

7 業務体制等

- (1) 受託者は、本業務の内容等について十分理解し、その目的を達成するために最高の技術を発揮するとともに、委託者と密接に連絡が取れるよう、かつ、業務の円滑な進捗を図るため、必要な人員及び体制を常に整えなければならない。
- (2) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (3) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (4) 管理技術者、照査技術者は、下記のいずれかの資格を持っている者を置く。
 - ・技術士(建設部門・港湾及び空港)

- ・1級建築士
 - ・またはこれらと同等以上の資格を持っている者
- (5) 旅客ターミナル建築物の検討にあたっては、建築技術に精通した担当技術者を配置する。
- (6) 受託者は、主要な内容の段階の区切り等に自主的に社内検査を行い、品質管理を行わなければならない。

8 環境への配慮

本業務においては、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力環境負荷の小さいものを使用すること。
- (6) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

9 資料等の貸与

- (1) 受託者は、業務を行う上で必要となる発注者が所有している資料等の借用を書面で申し入れることが出来るものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。
- (2) 受託者は、貸与された資料等を本業務終了時まで、委託者に対して返却するものとする。

10 業務の打合せ

(1) 業務の打合せ

本業務の打ち合わせ時期、回数は以下のとおりとし、打合せ方法はWeb会議システムを用いて行うことを想定しているが、打合せ方法については協議により定めることとする。

	回数
業務着手時	1回
中間報告	3回
最終報告	1回

(2) 打合せの時期および内容

業務の打合せの時期および内容については、発注者と協議のうえ、決定する。

11 旅費に関する参考明示

現地踏査や打ち合わせ等に必要な旅費については、本業務の委託費の範囲内で対応するものとする。

12 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

受託者は、発注者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査表及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、発注者へ報告すること。

(2) 個人情報の保護

本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、札幌市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、丘珠空港ターミナルビルの施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる丘珠空港ターミナルビル以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、丘珠空港ターミナルビルの施設内においては、発注者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実務に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には必ず発注者と協議し承認を得ること。

(5) 成果物に係る留意事項

成果物については、意味不明、不完全、又は、あいまいな表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

成果物の納入後、発注者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる、又は、不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正、又は、追加を行うこと。

また、発注者は、本業務の基本計画（案）等の成果物の一部、又は、全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に成果物を作成すること。

(6) 著作権等

受託者は本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに、発注者に無償で譲渡するものとする。また、受託者は、委託業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(7) 進行状況の報告

業務の進行状況について、発注者から問い合わせがあった時は、その都度報告すること。また、業務の進行にあたっては、常に発注者の目的に合致しているかを確認すること。